

一般社団法人日本サルコペニア・悪液質・消耗性疾患研究会 会員規程

第一条【会員】

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入するものとする。

世話人：当法人運営に賛助する個人

一般会員：個人

賛助会員：団体または法人

第二条【入会】

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込み、代表理事の承
を受けるものとする。世話人については理事の承認を受けるものとする。

第三条【退会】

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
退会を希望する者は、すみやかに事務局に通知するものとする。

第四条【除名】

当法人の会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総常務世話人の半数
以上であって、総常務世話人の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該
会員を除名することができる。

1. 定款その他の規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

第五条【会員資格の喪失】

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 会費納入の義務を2年以上履行しなかったとき
2. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
4. 総常務世話人が同意したとき

第六条【会費】

会計年度は2月1日より翌1月31日迄とする。

年会費は次のとおりとする。

世話人 ： 5,000 円

一般会員 ： 1,000 円

賛助会員　：　一口 50,000 円

(附則) 本会員規程は令和 1 年 8 月 1 日より施行する。